

検査の背景

- ✓ 内閣は、毎年度、翌年度の地方団体（都道府県及び市町村）の歳入歳出総額の見込額に関する書類（**地方財政計画**）を作成し、国会に提出するとともに公表。同計画は、全ての都道府県及び市町村の普通会計（注1）に属する歳入歳出総額の見込額（**地方財政計画額**）を計上
（注1）地方公共団体の一般会計及び特別会計のうち地方公営事業会計以外の会計の純計額
- ✓ 地方財政計画額の見込み方は**財源不足の額に影響**を及ぼし、ひいては**国の一般会計の負担に影響**を及ぼす可能性あり。総務省は、毎年度、地方財政計画の策定に当たり、過年度の地方財政計画額が適切であったかの事後的な検証（**事後検証**）として、地方財政計画額と普通会計決算額（決算額）とを比較して、**かい離の状況**を把握し、**かい離の要因**を分析
- ✓ 地方公共団体の基金の積立金現在高は令和元～5年度末に**6兆円増加**、**5年度末は28.8兆円**
- ✓ 全国の地方公共団体における**ふるさと納税の受入額**は、平成27年度税制改正以降**大幅に増加**、**令和5年度に1兆円超**

検査の状況

1. ・平成22～令和4年度の間、歳入歳出共に、各年度とも決算額が地方財政計画額を上回っていて、**かい離額**が発生
・総務省は、同一年度内に返還される年度内貸付けの額を控除する修正等を行って**かい離の状況**を公表していた一方で、基金取崩額等が**かい離の要因**として考え得ることを**注記するなどの取組を行わず**
2. 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（コロナ交付金）の財源更正（注2）を実施した事業の中には、置き換えられた一般財源措置額がそのまま決算上剰余金となった事業等あり
⇒コロナ交付金は**基金の積立金現在高に影響を与えていた**と考えられ、今後、基金を取り崩して事業を実施した場合、地方財政計画額を上回る**かい離を拡大**する要因の一つとなる可能性あり
（注2）地方公共団体が、当初一般財源で措置していた額について、コロナ交付金の交付決定後の補正予算等でコロナ交付金に置き換えて事業を実施等すること
3. ・平成29年度以降のふるさと納税について、地方公共団体全体の決算への影響額は、令和2、3両年度を除いて**マイナス**。また、地方財政計画への影響額は、各年度とも**マイナス**で、共に歳入総額を減少させる方向で影響あり
・総務省が決算額として比較に使用する地方財政状況調査について、調書の提出を受けた381団体の半数以上の団体がふるさと納税の受入額を**過大又は過小に報告**していて、地方公共団体での調査対象及び計上方法の**理解が十分でない状況あり**

所見

- ✓ 地方財政計画額と決算額との**かい離**について、決算額が地方財政計画額を上回る要因にも配慮しつつ、**引き続きかい離の把握**に努めること、また、かい離の状況の公表に当たっては、決算額が地方財政計画額を上回る要因等の**有用な情報の提供**を行うことで、**透明性の確保を引き続き図ること**（検査の状況1）
- ✓ ふるさと納税の受入状況、かい離の状況等を踏まえて、ふるさと納税が地方財政計画の**歳入及び歳出に及ぼす影響**について**検証**を行うこと、また、地方財政状況調査について、各地方公共団体が調査に適切に回答できるよう、留意点を示すなどして各地方公共団体に**周知等**を行うこと（検査の状況3）

検査の背景 地方財政制度の概要等（報告書pp.1～11）

- ▶ 内閣は、毎年度、翌年度の地方団体（都道府県及び市町村）の歳入歳出総額の見込額に関する書類（地方財政計画）を作成し、国会に提出するとともに公表。同計画は、全ての都道府県及び市町村の普通会計（注）に属する歳入歳出総額の見込額（地方財政計画額）を計上

（注）地方公共団体の一般会計及び特別会計のうち地方公営事業会計以外の会計の純計額

計画の意義・役割	<ul style="list-style-type: none"> 地方財政全体の収支見込みを明らかにし、地方財源の不足額に必要な措置を講ずることで、地方団体が標準的な行政水準を確保できるようにする 国の予算編成と関連して策定され、地方財政と国家財政との整合性を確保
計画額の算定方法	<ul style="list-style-type: none"> 実際の収支見込みではなく、標準的な水準における収支見込額を計上 単年度の収支見込額を年度当初予算ベースで計上（繰越事業費、国の補正予算・予備費による国庫支出金等は計上等せず）
事後検証	総務省は、毎年度、計画の策定に当たり、過年度の計画額が適切であったかの事後的な検証（事後検証）として、計画額と普通会計決算額（決算額）とを比較して、その かい離の状況 を把握し、 かい離の要因 を分析

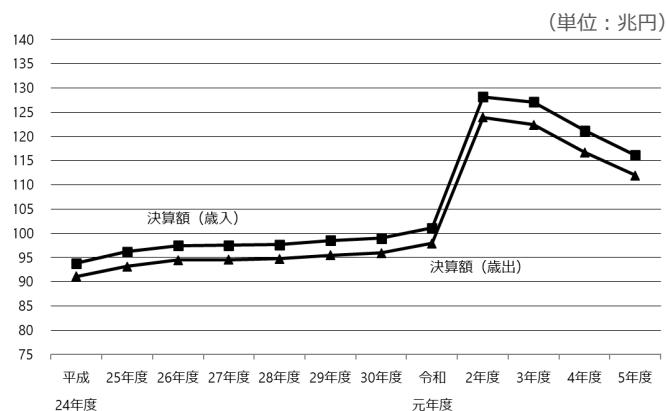
<地方財政計画額の概要（令和6年度）>

歳入（93.6兆円）	歳出（93.6兆円）
地方税（42.7兆円）	給与関係経費（20.2兆円）
地方譲与税（2.7兆円）	一般行政経費（43.6兆円）
地方特例交付金等（1.1兆円）	公債費（10.8兆円）
地方交付税（18.6兆円）	維持補修費（1.5兆円）
国庫支出金（15.8兆円）	投資的経費（11.9兆円）
地方債（6.3兆円）	公営企業繰出金（2.3兆円）
使用料及び手数料（1.5兆円）	地方交付税の不交付団体における平均水準を超える必要経費（2.9兆円）
雑収入（4.7兆円）	
復旧・復興事業一般財源充当分（△0.0兆円）	
全国防災事業一般財源充当分（△0.0兆円）	

地方交付税額は、計画の歳入総額が歳出総額を下回り財源不足が見込まれる場合、それを補填する措置と併せて決定⇒計画額の見込み方は**財源不足の額に影響**を及ぼし、ひいては**国の一般会計の負担に影響**を及ぼす可能性あり

地方公共団体の歳入・歳出の決算

- ▶ 令和2年度には新型コロナウイルス感染症対応等により120兆円を超える規模となり、その後は減少傾向にあるものの、コロナ禍前の水準に戻らず（5年度は110兆円超）



国庫支出金は2年度に新型コロナウイルス感染症対応等のため大幅に増加。その後は減少傾向にあるものの、5年度時点ではコロナ禍前の水準に戻らず（本資料p.4参照）

地方公共団体の基金

- ▶ 地方公共団体は、条例を定め特定の目的のために財産を維持するための基金を設置可能。各年度で歳入歳出の**決算上剰余金が生じた場合**、そのうち1/2以上の金額を基金に**積み立てる**
- ▶ 基金の積立金現在高は、元年度末～5年度末に**6兆円増加**

<基金の積立金現在高の推移>

（単位：億円）

平成24年度末	25年度末	26年度末	27年度末	28年度末	29年度末
21兆0462	22兆3803	22兆6057	23兆3352	23兆6314	23兆7521
30年度末	令和元年度末	2年度末	3年度末	4年度末	5年度末
23兆2606	22兆9463	22兆5980	25兆8083	27兆6359	28兆8722

検査の状況1 地方財政計画の事後検証における地方財政計画額と決算額とのかい離の状況等（報告書pp.19～32）

地方財政計画額と決算額とのかい離の状況

- ▶ 平成22～令和4年度の地方財政計画額と決算額の推移をみると、歳入歳出共に、決算額は地方財政計画額を大きく上回っていた（かい離は最大で歳入38兆円、歳出33兆円）

<かい離の理由>

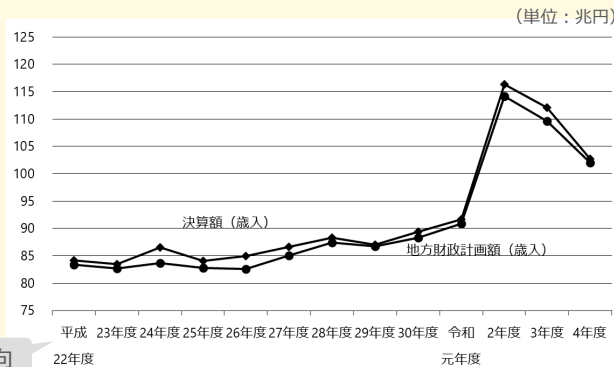
- ・ 計画額は実際の歳入歳出額の全体を把握するものではない
- ・ 計画額は国の補正予算等による国庫支出金等は計上等されていない
- ・ 2年度以降、補正予算等で多額のコロナ交付金（次ページ参照）等が予算措置されたことで、かい離が拡大

↓ 総務省の事後検証では…

補正予算で追加された事業等について地方財政計画額を増額するなどの修正を行った上でかい離額の状況を把握し、**歳出の**かい離額の状況を公表。一方、**歳入については公表せず**

↓ 歳入についても上記の修正を行ったかい離額の状況をみると…

<修正後の地方財政計画額と決算額の推移（歳入）>



歳入歳出共に、各年度とも決算額が地方財政計画額を上回っていた

（かい離額）

歳入：0.32～2.84兆円

歳出：0.39～2.10兆円

歳出も同様の傾向

26年報告の所見に対する総務省の取組状況

- ▶ 会計検査院は、地方財政計画額と決算額とのかい離の状況等を検査し、平成26年4月に国会及び内閣に対して報告（26年報告）

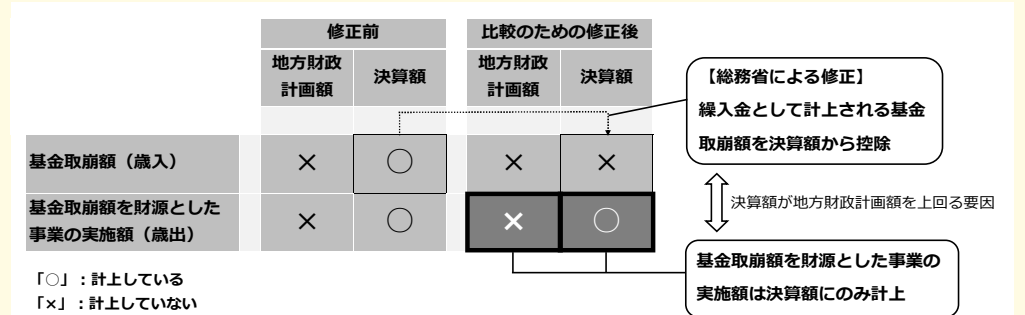
報告の所見

- ① 全体として決算額が地方財政計画額を上回る結果となっているが、**基金取崩額**、標準税率を超過する課税等（**超過課税等**）及び貸付金に係るかい離のように決算額が計画額を上回る要因があることに留意が必要
- ② 総務省において引き続きかい離の把握に努めるとともに、かい離の状況の公表に当たっては、決算額が地方財政計画額を上回る要因等の有用な情報の提供を行うことで、より透明性の確保を図ることが求められる

↓ その後の総務省の取組状況をみたところ…

同一年度内に返還される年度内貸付額を控除する修正は行っているものの、かい離の状況の公表に際して、**基金取崩額等がかい離の要因として考え得ることを注記するなどの有用な情報の提供に係る取組は行わず**

<基金取崩額に係るかい離の要因>



基金の積立金現在高が増加している状況を踏まえると、今後、基金を取り崩して事業を実施した場合、取崩額は取り崩した年度の決算額（歳出）に計上されるため、決算額が地方財政計画額を上回る**かい離を拡大する要因**となる可能性あり

所見 地方財政計画額と決算額とのかい離について、決算額が地方財政計画額を上回る要因にも配慮しつつ、**引き続きかい離の把握に努めること**、また、かい離の状況の公表に当たっては、決算額が地方財政計画額を上回る要因等の**有用な情報の提供**を行うことで、**透明性の確保**を引き続き図ること

コロナ交付金の概要等（報告書pp.7～8）

- 令和2年以降、新型コロナウイルス感染症対応等のために国庫支出金が大幅に増加。
このうち**コロナ交付金**（注1）は、2～4年度に補正予算及び予備費により計18兆円が予算措置

（注1）新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金。感染拡大を防止するとともに、感染拡大を受けている地域経済や住民生活を支援して地方創生を図るために、地方公共団体が負担する経費に充てるために措置。用途の自由度が高く、様々な事業に活用が可能。コロナ交付金の交付決定前に着手した事業であっても交付対象になる

地方財政計画は年度当初予算ベースでの収支見込額を計上するため、コロナ交付金は同計画に計上されていない

検査の状況2 コロナ交付金の執行状況及び地方財政への影響等（報告書pp.32～37）

- 地方公共団体は、当初一般財源で措置していた額（一般財源措置額）について、コロナ交付金の交付決定後の補正予算等で**コロナ交付金に置き換えて事業を実施等すること（コロナ交付金への財源更正）**が可能



財源更正が実施され、一般財源の支出が抑制されて決算上剰余金が生じた場合、そのうち1/2以上の金額が基金に積み立てられることなどにより、基金の**積立金現在高に影響を及ぼす可能性あり**

コロナ交付金への財源更正による決算上剰余金への影響等

- 381団体（注2）における2～5年度のコロナ交付金への財源更正の状況をみると…
（注2）調書の提出を受けた、石川県を除く46都道府県、20政令指定都市及び315市区町村

（単位：件、億円）

- 313団体で**14,470件、9169億円**の財源更正を実施
- このうち置き換えられた一般財源措置額が使用されずそのまま決算上剰余金となったことが把握できた事業は**1,083件（決算上剰余金1025億円）**

コロナ交付金充当額 (A)	財源更正した交付金事業数	財源更正した交付金事業に係る交付金充当額	左記のうち財源更正額 (B)	財源更正した金額の割合 (B) / (A)
11兆0959	14,470	1兆5857	9169	8.2%

このうち置き換えられた一般財源措置額が決算上剰余金となったことが把握できた事業

事業数	財源更正額	決算上剰余金
1,083	1027	1025

コロナ交付金の一般財源への影響等

- コロナ交付金を充当している事業の中には、新型コロナウイルス感染症拡大防止に該当するとして、コロナ交付金を充当している施設整備事業等もあった
- 従来、一般財源で負担してきたものに充当することになるため、一般財源の支出が抑制される可能性がある



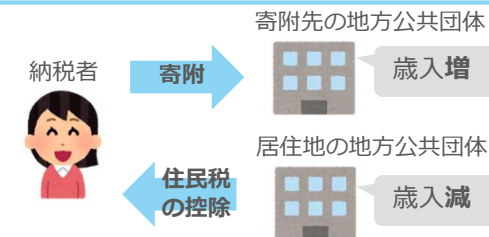
コロナ交付金制度が開始される前は地方公共団体が一般財源で負担していた経費等に対して、コロナ交付金がどの程度充当されているかをみると…

381団体のうち324団体において、2～5年度に実施された交付金事業**9,535件**（総事業費計7468億円）に**コロナ交付金計2834億円**が充当（報告書p.36図表3-4参照）

コロナ交付金は、**基金の積立金現在高に影響を与えていた**と考えられる。そして、今後、基金を取り崩して事業を実施した場合、基金取崩額は、取り崩した年度の決算額（歳出）に計上されるため、決算額が地方財政計画額を上回る**かい離を拡大**する要因の一つとなる可能性あり

ふるさと納税制度の概要等（報告書pp. 8～10）

- ふるさと納税制度は、納税者である個人が自ら選んだ地方公共団体に寄附を行った場合、寄附金の合計額のうち自己負担分を超える部分について、**住民税等**から原則として全額が**控除**される制度
- 全国の地方公共団体における**ふるさと納税の受入額**は、平成27年度税制改正で寄附金の控除枠が拡大、控除手続きが簡素化（ワンストップ特例制度）されたことなどから**大幅に増加**、**令和5年度に1兆円超**



検査の状況3 ふるさと納税の受入額等の地方財政計画への反映状況等（報告書pp. 37～46）

地方財政計画額と決算額とのかい離の状況等

- ふるさと納税が行われた場合、寄附を受けた地方公共団体の歳入は増加する一方、納税者の居住地の地方公共団体の歳入は住民税控除額分だけ減少
⇒ 地方公共団体全体で見ると、①ふるさと納税の受入額と②住民税控除額との差額分だけ歳入総額は増減（6年度：①1兆2727億円、②7688億円、差額5038億円）

地方財政計画への反映状況

歳入	収入見込額に 1/2を乗じた額 を計上（歳入の増加要因）
歳出	住民税控除見込額の 全額を控除 （歳入の減少要因）
歳入	納税者への返礼品の返送等のふるさと納税の 募集に係る経費の額は計上なし

年度ごとに大きなばらつき・変動があり、全てを標準的な歳入として計上することは適切でないため

歳入に計上しない収入見込額に1/2を乗じた残りに相当する額は、歳出に計上しない募集に係る経費の額と**同程度**
⇒ 歳入歳出それぞれで**同程度の額を計上していない状況**

①地方公共団体全体の決算への影響、②地方財政計画への影響（平成29年度以降）

- ① 歳入総額の増減分から募集に係る経費を除いた額が「決算への影響額」（影響額 = 歳入総額の増減分（受入額 - 住民税控除額） - 募集に係る経費）
- ② 地方財政計画上の歳入総額の増減分が「計画への影響額」（影響額 = 地方財政計画上の歳入総額の増減分 = 収入見込額に1/2を乗じた額 - 住民税控除見込額）

①令和2、3両年度を除き**マイナス**、**歳入総額を減少**させる方向で影響
②各年度とも**マイナス**、**歳入総額を減少**させる方向で影響
⇒ 今後も受入額等が増加していくと**マイナス幅がより大きくなる可能性あり**

影響額のマイナス幅は各年度とも
②>①

ふるさと納税の受入額に係る調査

- 総務省が決算額として比較に使用する地方財政状況調査の算定内容をみたところ…

381団体の半数以上の**203団体**が、5年度のふるさと納税の受入額を**過大又は過小に報告**
⇒ 地方公共団体において調査対象及び計上方法の**理解が十分でない状況**

所見 ふるさと納税の受入状況、かい離の状況等を踏まえて、ふるさと納税が地方財政計画の**歳入及び歳出に及ぼす影響**について**検証**を行うこと、また、地方財政状況調査について、各地方公共団体が調査に適切に回答できるよう、留意点を示すなどして各地方公共団体に**周知**等を行うこと